令和３年４月
学校教育センター

令和３年度　教職課程履修説明会（栄養教諭）

Ⅰはじめに

１ 栄養教諭とは

近年の子どもの食生活の乱れは著しく、子どもたちが望ましい食習慣を身につけられるよう食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行う教員を小学校、中学校に配置することになりました。

栄養教諭は平成 17 年４月から施行された教員免許です。

※保健指導と保健管理を職務とする養護教諭(保健室の先生）と同様、特定の教科や学級を担任することは想定されていません。

これまで学校栄養職員（栄養士・管理栄養士）によって行われてきた学校給食に関する業務とともに、各教科の授業の一環として教壇に立って食教育を行ったり、偏食や食アレルギーなどについて児童・生徒の個別相談に応じたりといった教育活動を行います。

学級担任、各教科担任、家庭、地域などと連携をとりながら、食に関する指導のコーディネーターとなることが期待されています。

栄養教諭制度の詳細は、文部科学省ホームページ参照(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/eiyou/index.htm)

○免許状の種類　（教育職員免許法第五条別表第二の二より）

		栄養教諭免許状取得に必要な単位（施行規則第 10 条）			栄養教諭になるには
		栄養教育関係科目	教職関係科目	栄養教育又は教職関係科目	
栄養教諭免許状取得要件	一種免許状（学士）＊（管理栄養士)＊ **栄養士でも可**	4	18		管理栄養士免許または管理栄養士養成課程修了（栄養士免許は必要）と所定の教職科目を履修し、単位を修得すれば、大学を卒業（学士）することで栄養教諭一種免許状を取得できます。
	二種免許状（短期大学士)＊（栄養士)＊	2	12		栄養士免許と所定の教職科目を履修し、単位を修得すれば、短大を卒業（短期大学士）することで栄養教諭二種免許状を取得できます。
	専修免許状（修士）＊（管理栄養士)＊			24※	管理栄養士免許と所定の教職科目を履修し、単位を修得すれば、修士課程を修了（修士）することで栄養教諭専修免許状を取得できます。 **※24 単位は一種免許状授与の所要資格に加えて必要。**

＊（　）内は免許状の授与を受けるための基礎資格

注：ほかに教職基礎科目（免許法施行規則第 66 条の６に定める科目）８単位（本学では９単位）の修得が必要。

○配置

すべての義務教育諸学校において給食を実施しているわけではないことや、地方分権の趣旨等から、栄養教諭の配置は地方公共団体や設置者の判断に委ねられています。

公立小中学校の栄養教諭は、都道府県教育委員会の判断によって配置されます。

○身分

公立学校の栄養教諭は、教育公務員特例法の適用を受け、不断に資質向上に努める必要があります。また、国公私立学校を通じ、栄養教諭は学校教育活動全般への積極的な参画が求められます。

○栄養教諭の職務

食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果を期待しています。

◆ 栄養教諭が行う食に関する指導、学習指導要領上の位置づけ、教科との関連、実施時間について

(1) 食に関する指導は、学校給食を生きた教材として活用しつつ、家庭科や保健体育科などの各教科、特別活動、道徳、学校行事等学校教育活動全体を通じて取り組まれるべきものです。

(2) 学習指導要領においては、例えば家庭科では調和のよい食事のとり方や調理、保健体育では調和のとれた生活の必要性、特別活動の学級活動においては学校給食と望ましい食習慣の形成といった内容など、食に関する指導にかかわる記述がされています。

(3) 栄養教諭は、こうした学校教育活動全体の取組みの中で、学級担任や各教科担任などと連携しながら、児童生徒の指導に当たることとなりますが、その際各学校において、計画的・継続的な取組みがなされるよう、栄養教諭が中心となって食に関する指導に係る全体的な計画を策定し、関係教職員が連携しながら効果的に進められることが期待されています。

◆ 地域の地場産業活性化と食育への取組の例 ～全国でたくさんの例があります。調べてみましょう～

【兵庫県小野市の「山田錦」(加工米の品種)】

日本酒の需用低迷で年々生産面積が減少している「山田錦」(加工米の品種)の生産支援と子どもの食の安全・ 安心を考え、市内小中学校の学校給食で提供していた小麦パンを、「山田錦」使用のパンに置き換えています。市内の小・中・特別支援学校では、これまで給食で週２回小麦パン（原料は大半が輸入）を食べていましたが、16 年度から地元で作られた「山田錦」を用いた「おのっこパン」(愛称）に変わり、週３回のごはん給食とあわせて主食は全て地産地消・市内のお米でまかなわれます。

未来を担う子どもたちが成育期に地域でとれた食材を食べることは、心身ともに良い影響が期待されます。

また「山田錦」栽培農家は、地元で「山田錦」の消費が増えることで、日本酒の消費量の増減に左右されることなく安定的に作り続ける道筋がつきました。

Ⅱ「栄養教諭」課程履修の方法について

○はじめに　～心構え～

教職課程を履修し教育職員免許状（以下、「教員免許状」と記載）を取得するということは、教員採用選考試験を受け、教員になることが前提だと理解しましょう。「免許状を持っていれば何かの役に立つかもしれない」といった安易な気持ちで課程履修することがないようにしてください。

なお、公示・通達は掲示等によって行います。常に掲示板（学校教育館 1Ｆ・L2 号館前）及び学校教育センターHP を確認してください。また、個別連絡等は info@MUSES(掲示板)や Classroom で連絡します。MUSES のメール受信設定をしておいてください。

○教職科目の履修について

栄養教諭として働くためには、教員免許状を取得していなければなりません。食物栄養学科、及び食生活学科は、教員養成を主たる目的とした学科ではありませんが、将来教職に就くことを志すみなさんが免許状を取得できるよう特別に課程を設け、教育職員免許法施行規則に規定された授業科目を開講しています。これが「教職課程」です。

栄養教諭免許の取得を希望する学生のみなさんは、栄養士免許の取得に必要な単位と教職科目に必要な単位を修得し、本学を卒業することにより栄養教諭の免許状を取得することができます。

一旦免許を取得し、短大は大学(一種免許課程）への編入、大学は大学院（専修免許課程）に進学し、所定の単位を修得すれば、上位免許状を取得することもできます（二種＜一種＜専修)。

食栄の学生は、栄養士免許の取得だけでなく国家試験に合格し、管理栄養士免許を得られるよう準備・対策をしておきましょう。

○ 教職課程履修から免許取得までの流れ

(1) 教職課程履修申込・課程履修費納入　(1 年次 4 月)

申込受付期間（厳守）	申込方法	備　考
4/20（火）～4/30（金）	**MUSES【諸資格】から申込** 具体的な操作はｐ.３参照 **課程履修費：16,000 円**	**本資料をよく読んで申し込むこと**

教職課程履修申込・課程履修費納入

本学の HP「学生・教職員の方」の「オンラインサービス」から「MUSES（教育支援システム）」にログインし、
トップページの MUSES メニュー【諸資格】⇒【資格履修申込】をクリック
※ワンタイムパスワードの設定により学外からも利用できます。

①初めに、必要金額をチャージ

M.I.C. ATM

・必要金額（16,000 円）を M.I.C.ATM で学生証（M.I.C）にチャージ(入金)する
・M.I.C.ATM は、E 館・MM 館にあります
※M.I.C に金額がチャージされるだけで、課程履修費を納入したことにはなりません

②MUSES メニュー＜諸資格＞＜資格履修申込＞をクリック

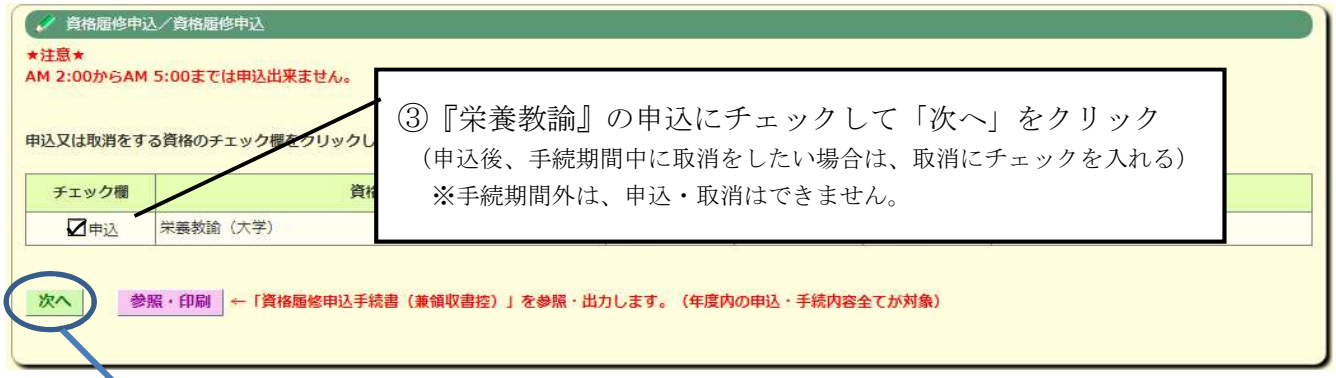

③『栄養教諭』の申込にチェックして「次へ」をクリック
（申込後、手続期間中に取消をしたい場合は、取消にチェックを入れる）
※手続期間外は、申込・取消はできません。

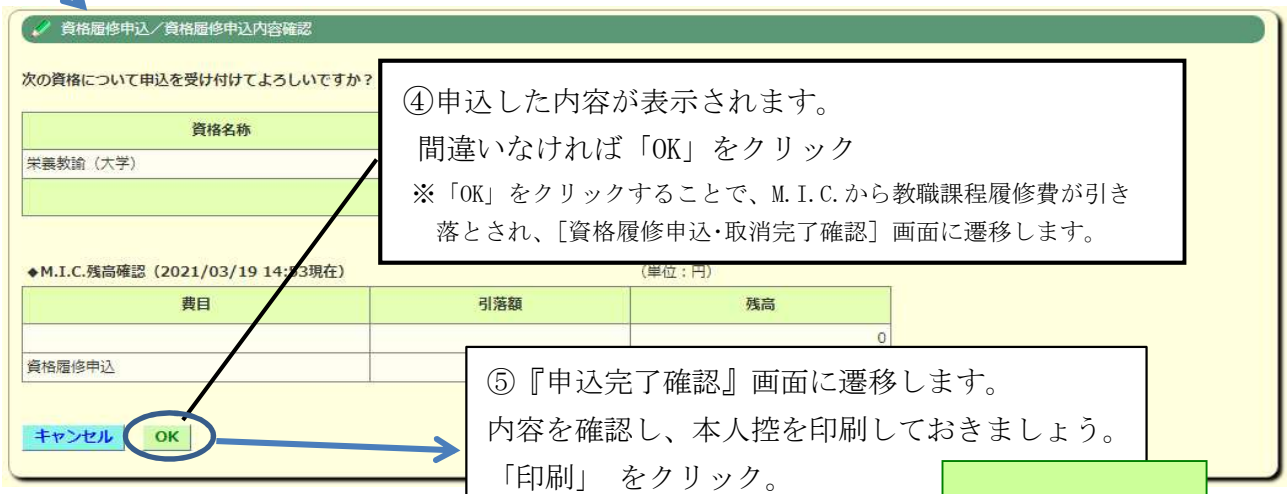

④申込した内容が表示されます。
間違いなければ「OK」をクリック
※「OK」をクリックすることで、M.I.C.から教職課程履修費が引き落とされ、［資格履修申込･取消完了確認］画面に遷移します。

⑤『申込完了確認』画面に遷移します。
内容を確認し、本人控を印刷しておきましょう。
「印刷」　をクリック。

申込完了

(2) 履修登録開始（1 年次 前期～随時※）※1 年次後期以降の科目は(3)資格履修判定合格者に限ります。

＜ 履修科目 ～参考～ ＞　　※開講曜時が記載されている科目は固定時間割ですが、毎回、時間割を確認しましょう。

		本学での開講科目名	単位数	一種免許状（学士）	二種免許状（短期大学士）
栄養に係る教育に関する科目		学校栄養教育･指導論 Ⅰ	2	学科時間割参照	
		学校栄養教育･指導論 Ⅱ	2	学科時間割参照	
		学校栄養教育･指導論	2		学科時間割参照
		本学で必要な合計単位数		**4**	**2**
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2	1 年後期・月 4	1 年前期・土 3
		教職入門	2	1 年前期・月 3	1 年前期・月 4
		教育行政学	2	1 年後期・土 5	
		教育行政学概論	1		1 年後期・土 4 隔週
		教育心理学	2	1 年後期・土 4	1 年前期・月 5
		特別支援教育論	2	3 年前期・月 5	
		特別支援教育概論	1		2 年前期・土 4 隔週
		教育課程総論	2	2 年前期・月 4	
		教育課程概論	1		1 年後期・土 4 隔週
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育指導論	2	2 年後期・月 3	
		道徳教育指導概論	1		2 年前期・土 4 隔週
		総合的な学習の時間と特別活動	2	3 年後期・月 4	2 年前期・月 4
		教育方法の理論と実践	2	2 年前期・月 3	
		教育方法の理論と技術	2		1 年後期・月 4
		生徒指導の理論と方法	2	2 年後期・月 4	2 年前期・月 5
		教育相談の理論と方法	2	3 年前期・土 4	2 年後期・土 3
	教育実践に関する科目	栄養教育実習事前事後指導	1	3 年通年・土 3	2 年通年・月 3
		栄養教育実習（学校現場）	1	3 年後期	2 年後期
		教職実践演習（栄教）	2	4 年後期・月 4	2 年後期・月 5
	本学で必要な合計単位数			**26**	**22**
66 条の 6	日本国憲法	◆ 科目名等は、履修便覧を参照	2	1 年前期･水 5	1 年前期･水 4
	体　　育		3※	共通教育時間割参照	共通教育時間割参照
	外国語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ		2	学科時間割参照	学科時間割参照
	情報機器の操作		2	共通教育時間割参照	共通教育時間割参照
	本学で必要な合計単位数			**9**	**9**

※講義 2 単位、実技 1 単位を履修すること

・免許状取得に必要な科目を修得するには、2～3 年間を要します。計画的に履修することが肝要です。
・教職課程の履修の仕方は複雑ですので、まず履修便覧を熟読して理解するように努めてください。
　それでもわからないときは、担任の先生、学科の学校教育センター委員の先生や学校教育センターで質問してください。
・なお、登録ミス、再履修等の事由で 下級学年の時間割を履修しようとする場合、 自学年の必要科目と時間割が重複することがあり、
　卒業までに必要な単位の修得が難しくなります。
・大学では、履修計画、履修登録を学生の責任において行います。重大なミスのないよう 慎重に臨みましょう。

(3) 資格履修判定（1 年次 6～9 月）※ 面接日時（６月中旬予定）は、 ５月末に掲示連絡 します。

判定対象者	判定の内容	備　考
教職課程履修説明会資料（本資料）を熟読し、ＭＵＳＥＳで履修申込をした者	**① 履修状況及び受講科目の成績（卒業必修科目、教職科目など）** **② 面接（栄養教諭職の適正等を中心に）** 総合的に判定	**資格履修定員（大学 ５０名）（短大 ３０名）**

◆ 面接実施日程は、例年 6 月中旬の 1 週間にクラス単位で設定されます。
欠席連絡は、クラス担任と学校教育センター委員（脇本先生）の両方に連絡してください。
（後日の申し出には応じられません。必ず事前に申し出ること）

◆ 判定結果発表 （９月初旬予定）⇒不合格者の課程履修費は M.I.C.ATM に返金します。
MUSES の「info@MUSES（掲示版）」で発表（※クラス担任も判定結果を把握しています）
不合格者は、後期の履修登録ができません。どうしても履修を希望する場合は 2 年次 4 月に改めて課程履修説明会に参加したうえで資格判定に合格しなければなりません。

(4) 教育実習関係（日程は変更する場合があります。必ず掲示で確認してください。）

	内 容	
大学2年 短大1年	(6 月)**栄養教育実習(学校現場) 履修説明会**	・Classroom「R4 年度栄養教育実習」に参加し、 実習カード(Forms)を提出
大学3年 短大2年	(通年)「栄養教育実習事前事後指導」	・実習年度　前期に 12 回受講 ・実習年度　後期に 3 回受講
大学3年 短大2年	(6 月)教育実習先・実習期間の発表	
大学3年 短大2年	(7 月)**栄養教育実習事前ガイダンス**	・このガイダンスに出席しなければ、実習に行くことができません
大学3年 短大2年	(8 月下旬)　栄養教育実習履修判定 ＜履修要件＞ 便覧:大学 p.216 / 短大 p.81 を参照	不合格者には学校教育センター委員から連絡があります。 不合格の場合、当年度に実習に行くことはできません
大学3年 短大2年	(後期)「栄養教育実習(学校現場))」	・実習先 ： 小学校 or 中学校 ・実習期間 ： 1 週間(実習先によって5日～8日)

卒業までに必要な単位を修得できない場合は、卒業してから科目等履修制度を利用することになります。
科目等履修の申込みは教務課へ別途申し出てください。(例年 2 月下旬に願書配布、3 月上旬に受付締切)

(5) 教員免許状申請（卒業後の 3 月）※説明会は卒業学年の 1 月中旬に実施予定。

教員免許状申請は、各自で行います。必要書類、手続手順などを授与権者（居住地の都道府県教育委員会）の HP などで直接確認し、申請してください。

※全員「栄養士」の免許申請を行うこと！

参　考

＜「教職課程履修カルテ」について＞

教職課程を履修する学生は、教職課程の科目履修を始めてから卒業するまでの間、各自が**「教職課程履修カルテ」**を作成する必要があります。

カルテには次の種類があります。

1　授業担当者が記載する**“成績評価”及び“指導コメント”**→毎学期
2　学生自身が記載する**“自己評価”及び“コメント”**→毎学期
3　学生自身が課題や決意を記載し、教員がそれに対してコメントを記載する**“課題事項Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ”**
　課題事項Ⅰ「教職課程履修に際して」……教職課程開始時期
　課題事項Ⅱ「教育実習を前にして」　……教育実習実施前
　課題事項Ⅲ「教育実習を終えて」　　……教育実習終了後
　課題事項Ⅳ「教職実践演習を終えて」……教職実践演習終了後（卒業学年後期）

＜ 教員採用選考試験対策特別講座の開講 ＞

教員採用試験受験予定者に対し、実力養成と受験準備のため実施しています。積極的に受講しましょう。
詳細は学校教育館 1 階の教職インフォメーションコーナーの掲示等を参照してください。
また、教員採用選考試験対策特別講座のほかにも、各種教員就職に関する支援を行っています。

栄養教諭の採用は数少ないのですが、その様な中、合格している先輩がいます。
※ 学校栄養職員は市町村の公務員です。公務員（栄養士）就職はキャリアセンターに資料があります。

＜教員免許状の有効期間＞　詳細内容は、文部科学省 HP を参照してください。

最新の知識技能を身につけることを目的に、2009(平成 21)年 4 月から教員免許状に 10 年間の有効期限が付き、10 年ごとに講習(受講期間に 30 時間以上)の受講・修了が義務付けられています。期限までに講習を修了できなかった場合、免許状は失効しますが、授与の基礎となった教職課程の単位までは無効にはならず、常勤・非常勤の現職教職員や教員採用内定者、講師登録者は講習を受講し修了することで、免許状を有効な状態に戻すことができます。

＜説明会･ガイダンス等の欠席について＞　以下のように取り扱います。

学校教育センターが主催する説明会・ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ　　2021.2.3改定

≪対面およびオンタイム≫

出席必須の説明会・ガイダンス等の欠席について

下記の許可理由で、出席できない場合、事前（開始時刻まで）に学校教育センターに連絡してください。

原則として、事前連絡なしの欠席、以下の「許可理由」以外での欠席は認めません。

無断欠席や、許可理由以外での欠席は、課程履修の継続ができなくなりますので、注意してください。

（注）複数回開催される場合の事前連絡は、最終日の開始時刻までとする

	許可理由 （事前連絡があった場合のみ許可）	必要な提出物（データでの提出可） （提出物の提出期限は、事後１週間まで）
1	授業・補講・試験等との重複 （授業・補講・試験等への出席が優先）	なし
2	忌引き（二親等以内）	会葬御礼等
3	病気（本学承認の感染症）	診断書
4	丹嶺学苑研修センター研修	なし
5	音楽学部定期演奏会　★	事前申請書
6	アメリカ分校ビザ申請	ビザ申請日付がわかる証明
7	交通事情・気象警報 （科目担当者に届け出る授業の欠席理由と同じ）	遅延証明または新聞切り抜き
8	本学の院・専攻科入試、編入等試験 （短大は他大学の編入学試験を含む）	短大他大学編入は日付のわかる受験票 他はなし
9	出身校の進路説明会　★	事前申請書
10	裁判員制度	呼出状のコピー
11	学生・学生父母死亡による代表学生参列★	事前申請書
12	学友会（公認団体）活動 （科目担当者に届け出る授業の欠席理由と同じ）　★	事前申請書（「諸願」のコピー添付）
13	教員・保育士就職活動（卒業学年のみ）	日付のわかる受験票又は受験先の証明書
14	学外実習・介護等体験（事前打合せ含む）　★	事前申請書
15	体調不良（予約通院は対象外）	病院の領収書コピー（健康ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰの来室証明）

★：学校教育センターから他部署への確認が必要なもの

＜学校教育センターについて＞

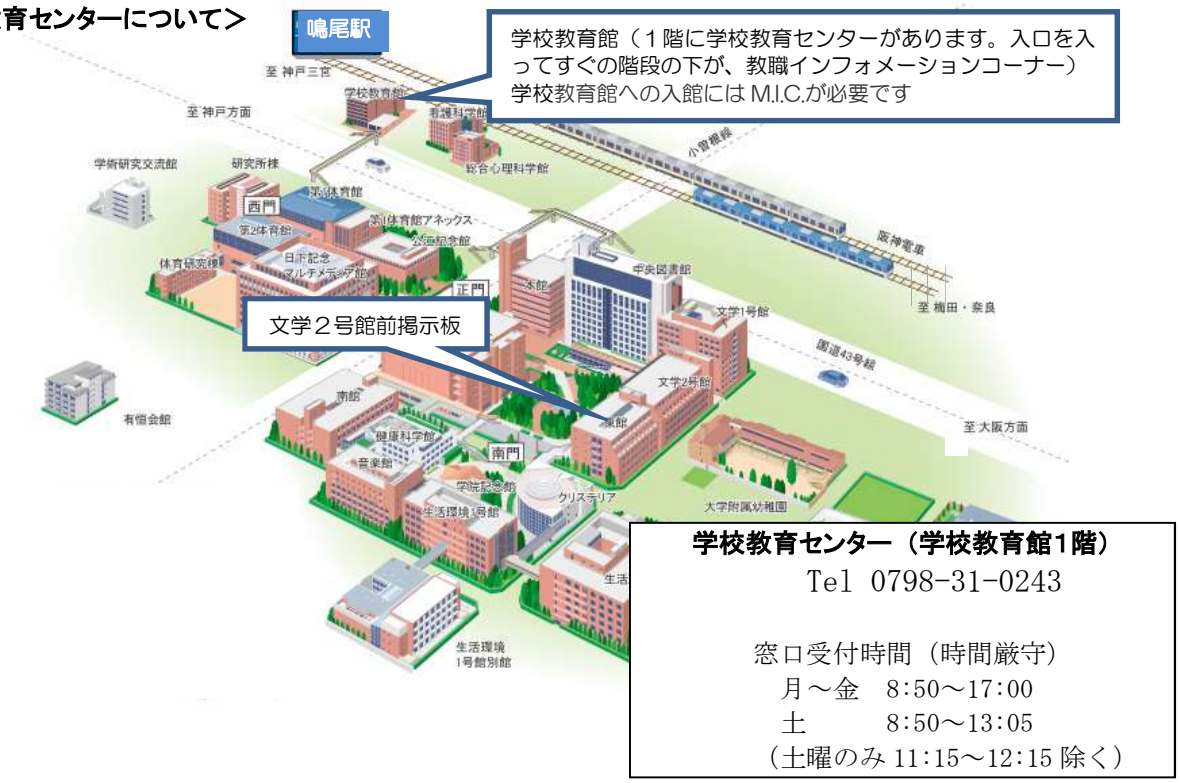

学校教育センター（学校教育館1階）

Tel 0798-31-0243

窓口受付時間（時間厳守）
月～金　8:50～17:00
土　　8:50～13:05
（土曜のみ 11:15～12:15 除く）

Q なぜ、栄養教諭制度が創設されたのですか？

A 子どもたちが将来にわたって健康に過ごせるように栄養教諭制度が創設されました。

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらない等子どもの食生活の乱れが問題となっています。このような中で、子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせることが必要となっています。このため、今後、栄養教諭が小中学校等における「食に関する指導」の中核的な役割を担い、子どもたちの健康を保持増進していくことができる能力の育成に貢献していくことが期待されます。

平成12年度児童生徒の食生活等実態調査（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

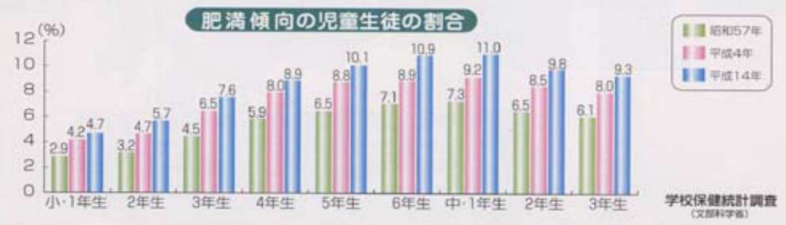

学校保健統計調査（文部科学省）

Q 栄養教諭は、どのような仕事をするのですか？

A 栄養教諭は、子どもたちに対する「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行います。

「食に関する指導」は大きく３つに分かれます。

①個別的な相談指導：肥満傾向、過度の痩身、偏食傾向の児童生徒等や食物アレルギーを持つ児童生徒等への個別的な指導を行います。

②教科や特別活動における指導：給食の時間を中心として、家庭科や保健体育科などの関連教科や特別活動の時間などに、学校給食を生きた教材として活用しつつ、学級担任や教科担任と連携しながら、食に関する指導を行います。

③食に関する指導の連携・調整：食に関する指導に係る学校全体の指導計画の作成など、学校全体での取り組みに企画立案段階から中心的に携わり、他の教職員と連携・調整して食に関する指導を進めるとともに、学校給食便りなどを活用した家庭への働きかけや、地域の生産者の方々等と連携して体験学習などを行います。

また、上記の「食に関する指導」とともに「学校給食の管理」として、学校給食の献立の作成や衛生管理等を行います。

栄養教諭が、体験学習等で栽培した食材や地域の食材を学校給食に用いることで、子どもに生産活動と日々の食事のつながりを実感させるなど、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらすことが期待されます。